

# 【再・拡充版】

## 新型コロナウイルス感染対策店舗改装等補助金

拡充内容:新型コロナウイルス感染症の予防対策により集客力の回復を図り地域の経済と雇用を支える商業の維持を図るため、補助対象の下限を10万円から5万円に引き下げて、更に利用しやすくなりました。

### 補助対象者・補助額等

#### 《補助対象業種》

全ての業種 ※ただし、消費者の来客・接客する場所がある店舗等に限る

#### 《補助額等》

対象経費の2/3 (上限 20 万円)

※対象経費 **5万円以上(消費税除く)**のこと。

10万円→5万円  
に引き下げ。

#### 《実績締め切り》

令和3年3月15日までに実績報告書提出のこと (期限厳守)

### 対象経費

#### ■「新しい生活様式」に対応した感染症防止対策に必要な経費【改修費・備品購入費が対象】

来客・接客対応する場所において新型コロナ予防対策を実施することにより消費者・利用者に安心感を与える事業経費 (事務所や応接室、会議室、作業場などへの施工は対象外です)

◎対象工事：換気システムの改修、座席間仕切りの設置、窓口やカウンターの仕切り設置、アクリル板の設置、キャッシュレス機器導入など

◎対象備品：キャッシュレス機器、空気清浄機、自動手指消毒器、券売機など  
(1品が税込み1万円以上かつ耐用年数2年以上のもの)

★主な**対象外**備品《タブレットのみの場合、自転車、パソコン、中古品など》

### 事後申請について

■拡充前の業種 (飲食店、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業) は、4月1日から7月16日まで

■拡充後に追加された業種 (上記業種以外のもの) は、4月1日から9月28日まで上記期間に着手したのも補助対象になり申請することができます。

## 主 な 要 件

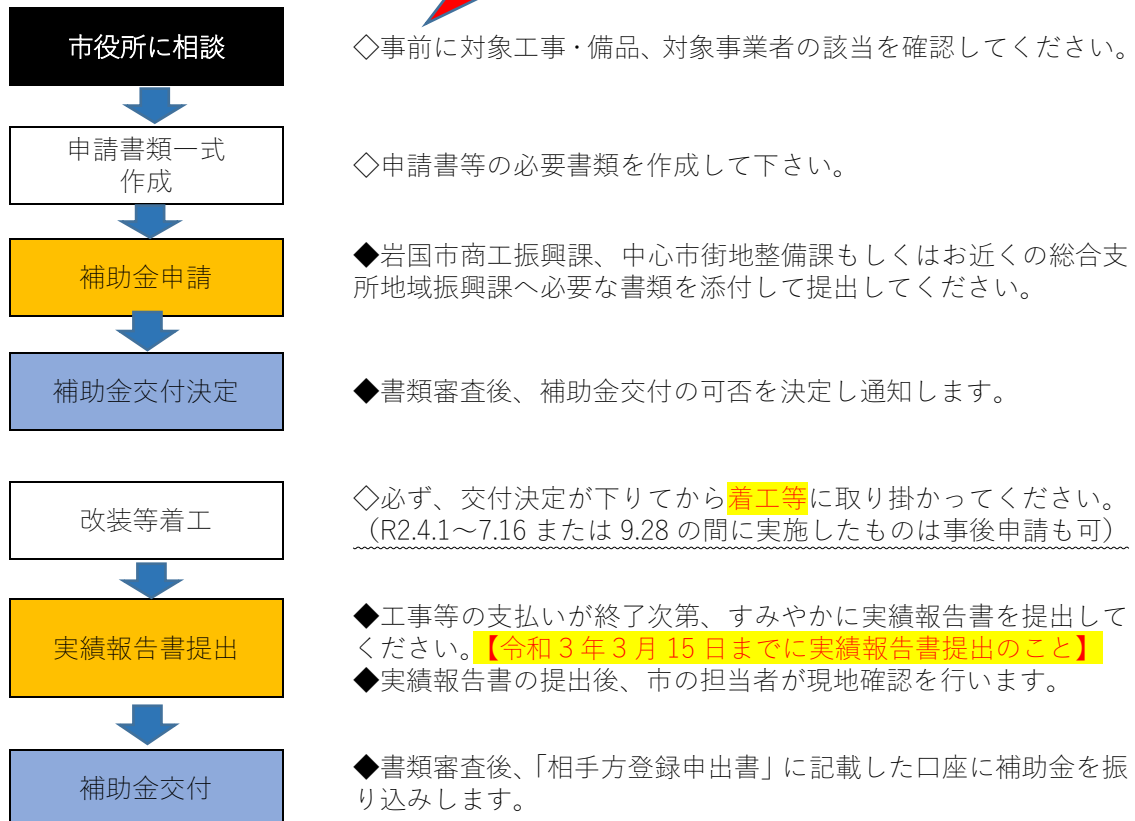
- 岩国市に主たる事業所を有し、法人は**市内の事業者**、個人事業者は**住所が市内**にあるもの
  - 本市に対して納税義務のある**市税等を滞納**していないこと
- ※フランチャイズやチェーン店は対象とする。  
※大規模小売店舗や公共施設、医療施設及び社会福祉施設内の店舗は対象とする。

## 対象外事業者・店舗

- 過去にこの補助金の交付を受けている者
- 無人店舗の場合
- 対象経費について、国、県等の実施する同一目的の補助金の交付を受けている事業所
- 岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 補助金の交付を受けようとする既存店舗において、宗教活動または政治的活動を目的とした事業を行っている又は行おうとする者

## ■補助金の申請の流れ

**重 要**



= 申請先 =

中心市街地活性化計画区域内は・・・中心市街地整備課（電話 29-5105）本庁舎 5F  
同 区 域 外 は ……商工振興課（電話 29-5110）本庁舎 4F